

ITOSHIMACITY
INFORMATION

糸島市公式ホームページで詳細情報を公開しています。

<http://www.city.itoshima.lg.jp>

市長・議長の交際費

問い合わせ

糸島市秘書広報課 ☎(332) 2111

糸島市議事課 ☎(332) 2084

糸島市公式HPより 交際費

検索

平成23年度市長・議長交際費支出状況

種類	市長	議長
香典・生花	136,500円	76,500円
総会などの祝金	105,500円	43,000円
激励金	30,000円	0円
土産など	33,320円	29,239円
見舞金	5,000円	0円
協賛金	68,566円	0円
表彰式などの生花	0円	0円
合計	378,886円	148,739円
予算額	1,500,000円	500,000円

平成23年度(平成23年4月～9月)の市長と議長の交際費の支出状況は、左表のとおりです。

詳しくは、市役所本庁舎・支所の情報公開コーナーで閲覧できるほか、ホームページでも確認できます。

予算額
《市長》 150万円
《議長》 50万円

市県民税の公的年金からの特別徴収

問い合わせ

糸島市税務課 ☎(323) 1111

糸島市公式HPより 市県民税

検索

市では、平成22年10月から、公的年金等に対して課税される市県民税(住民税)を、公的年金から特別徴収(天引き)しています。

平成23年4月1日の時点で65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に対して市県民税が課税されている人が対象です。

給与所得や事業所得など年金以外の所得に対する市県民税は、引き続き納付書や口座振替、または給与からの特別徴収で納めていただくことになっていきます。

仮徴収と本徴収

前年度から引き続き特別徴収の人は、4月・6月・8月は前年度2月の天引き額と同額を仮徴収していき、仮徴収額を差し引いた残りの税額を、10月・12月・翌年2月に分けて本徴収します。

今年から新たに特別徴収となる人は、6月・8月は納付書または、口座振替

- ④糸島市外への転出や死亡
- ③公的年金等に対する税額の変更
- ②公的年金からの介護保険料の特別徴収中止

特別徴収が中止となる場合

次の条件に該当する人は、公的年金からの特別徴収を中止します。特別徴収できなくなった市県民税は、納付書または口座振替による納付に変更になります。

①公的年金の支給停止

②公的年金からの介護保険料の特別徴収中止

③公的年金等に対する税額の変更

④糸島市外への転出や死亡



糸島市の都市宣言

～より住みやすく、より魅力あるまちに～

問い合わせ

糸島市総務課 ☎(332) 2100

糸島市公式HPより 都市宣言

検索

市では、めざすまちづくりの理念や目標を広く市内外にアピールしていくために、糸島市の新たな決意として、4つの都市宣言を行いました。

宣言の
実現に向
けて、み
んなで想
いをひと
つにして
取り組
ましよう。



極楽展望台から糸島市を望む

各宣言に関する問い合わせ

●糸島市非核・恒久平和都市宣言

糸島市総務課

☎(332) 2100

●糸島市人権尊重都市宣言

糸島市人権政策課

☎(332) 2075

●糸島市環境都市宣言

糸島市生活環境課

☎(332) 2068

●糸島市税・公共料金完納都市宣言

糸島市収税課

☎(332) 2067

糸島市非核・恒久平和都市宣言

世界の恒久平和は、私たち人類共通の願いです。しかし、今なお世界では武力紛争が繰り返され、核兵器を保有する国々が絶えないことは、世界の平和と人類の生存への大きな脅威となっています。

我が国は、世界で唯一の被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を絶対に繰り返してはなりません。

糸島市は、市民一人ひとりの平和を願う心を結集して、日本国憲法の平和希求の精神を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を世界に訴え、ここに「非核・恒久平和都市」を宣言します。

平成23年9月27日

糸島市環境都市宣言

糸島市は、美しい山や海、恵み豊かな田園、清らかな川、古代ロマンあふれる歴史遺産など、豊かな自然と歴史に彩られた素晴らしいまちです。

この恵まれた環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、ふるさと糸島市を心から愛し、豊かな自然と歴史、文化がもたらす潤いと活力あるまちを目指して、次のことに取り組むことをここに宣言します。

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる潤いあるまちをつくります。
1. 地球にやさしい生活を実践し、循環型・低炭素のまちをつくります。
1. 市民、事業者、市が協働して、より良い環境のまちをつくります。

平成23年9月27日

糸島市人権尊重都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、平等に生きる権利を有しています。

しかし、今なお、私たちを取り巻く社会には、部落差別をはじめとするさまざまな人権侵害の事象が存在しています。

日本国憲法および世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は国民的課題であり、私たち一人ひとりに課せられた責務です。

私たちは、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい地域社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成23年9月27日

糸島市税・公共料金完納都市宣言

税は、私たち市民の健康で豊かな社会生活を支える基盤である。

市民一人ひとりの納税は、地域社会の発展を促すとともに、超高齢社会に対応する福祉の増進や教育文化の向上に大きく寄与するものである。

また、公共料金の納付は、市民の日常生活に不可欠な公共サービスを維持していくうえで、欠くことのできない受益に対する負担である。

糸島市は、納税および公共料金の納付に対する意識の高揚と義務の遂行によって、活力に満ちた地域社会を創造するため、ここに「税・公共料金完納都市」を宣言する。

平成23年9月27日